

大磯町歯及び口腔の健康づくり推進条例

大磯町では、予防医学の大切さの普及を進めており、町民の健康づくりへの意識や関心が高まってきています。

歯及び口腔の健康づくり（歯、歯周組織等の健康を保持増進し、口腔機能を維持することをいう。以下同じ。）は、心身の健康づくりの重要な要素であることから、町民一人ひとりが日々の生活の中で、意識して積極的に取り組むことが大切であり、町と関係機関が連携し支援する必要があります。

町の現状、健康課題から基本的な方向性を定めて、町民の健康増進を実現するため、「大磯町歯及び口腔の健康づくり推進条例」を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、町民の歯及び口腔の健康づくりの推進に関し基本理念を定めるとともに、町の責務等を明らかにすることにより、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の生涯にわたる健康の保持増進及び豊かで質の高い暮らしに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (2) 教育関係者 学校及び保育所において、歯及び口腔の健康づくりに関する指導を行う者をいう。
- (3) 保健医療福祉関係者 保健、医療及び福祉の分野において、歯及び口腔の健康づくりに関わる活動、指導等を行う者（歯科医師等を除く。）をいう。
- (4) 口腔 歯と歯周組織を含み、口唇、舌、頬、上顎、下顎等で構成される領域をいう。

（基本理念）

第3条 歯及び口腔の健康づくりは、町民一人ひとりが生涯にわたり、いきいきと暮らせるよう町民自らがその意義を自覚して取り組むものであり、その施策は歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進、健康寿命の延伸及び生活の質の向上に深く関わりがあるという基本認識のもと、町民が歯と口腔機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的な保健医療を受けられ、町民の自主的な取組を促進することを旨として、推進されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を策定し、実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第5条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、適切かつ効果的な保健医療を提供し、町が行う歯及び口腔の健康づくりに関する施策の推進に協力するとともに、町民の自主的な取組を支援するよう努めるものとする。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の責務)

第6条 教育関係者及び保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(町民の役割)

第7条 町民は、歯及び口腔の健康づくりについて理解を深め、生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに自ら積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 町は、基本理念に基づいて、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 乳幼児期及び学齢期におけるむし歯の予防等に関すること。
- (3) 成人期における歯周病の予防等に関すること。
- (4) 高齢期における口腔機能の維持及び向上等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを図るために必要な施策を推進すること。

(計画の策定)

第9条 町は、歯及び口腔の健康づくりの基本的施策を実施するため、健康増進法（平成14年法律第103号）に位置づけられている計画において、その実施に関する計画を定めるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。